

## 新宿区個人情報保護管理運営会議の運営について

### 1 新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第2条第10項の取扱い

審議にあたり、会長が指名する会員は、総合政策部を担当する副区長・総合政策部長・区政情報課長・情報システム課長・各案件を所管する会員・その他案件に関係する会員とする。

### 2 他機関への報告

新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容については、新宿区情報公開・個人情報保護審議会及び総務区民委員会へ、それぞれ年2回報告するほか、区HPに公開する。